次のとおり技術提案型条件付一般競争入札に付します。

平成 24 年 5 月 15 日

## 収支等命令者

## 佐賀県統括本部情報課長 寺 島 克 敏

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務名 公共ネットワーク維持管理業務
  - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書のとおり
  - (3) 履行期間 平成 24 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで
- 2 入札参加者の資格に関する事項

この入札に参加できる者は、(1)又は(2)に掲げる要件を全て満たす単独企 業又は共同企業体のうち、公共ネットワーク維持管理業務委託に係る技術提 案型条件付一般競争入札審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に より入札参加資格を有すると認められた者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 単独企業の場合の資格要件
  - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該 当しない者であること。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている 者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づ き入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
  - ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申 立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされて いる者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に 基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

- エ 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形 又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- オ 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でない こと。
- カ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、並びに次の(1)及び(ウ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
  - (ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3) 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (I) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する 等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している 者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (\*) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している 者
- キ 次のいずれにも該当する管理技術者を総括責任者として定め配置する こと。
  - (ア)シスコシステムズが認定するCCNA又は同等以上の資格を有する者
  - (イ) 過去5年以内に同種業務を実施した経験を有する者

- ク 過去5年以内に同種業務の履行実績を有する者であること。
- ケ 共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の場合の資格要件
  - ア 全ての構成員により、以下の事項を規定した協定を締結していること。
    - (ア) 目的
    - (1) 企業体の名称
    - (ウ)構成員の住所及び氏名
    - (I) 代表者の名称
    - (オ) 代表者の権限
    - (カ) 構成員の出資の割合
    - (キ)構成員の責任
    - (1) 取引金融機関
    - (ケ) 決算
    - (コ) 利益金の配当の割合
    - (サ) 欠損金の負担の割合
    - (シ)業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
    - (ス)業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置
    - (セ) 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項
  - イ 共同企業体の構成員数は5者以内であること。
  - ウ 全ての構成員が、15パーセント以上の出資比率であること。
  - エ 代表者の出資比率が構成員中最大であること。
  - オ全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
  - カ 全ての構成員は、(1)のアからカまでの要件を全て満たすこと。
  - キ(1)のキ及びクの要件を全て満たすこと。
  - ク 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企

業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

- (3) 共同企業体の存続期間
  - ア 県業務の相手方となった者

本業務に係る委託契約の履行後3か月を経過する日まで

イ 県業務の相手方とならなかった者

本業務に係る委託契約の相手方が確定する日まで

- 3 入札手続に関する事項
  - (1) 担当課

佐賀県統括本部情報課電子行政推進担当(新行政棟5階)

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7390

FAX番号 0952-25-7299

電子メールアドレス network@pref.saga.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間
  - ア 交付方法

佐賀県ホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)に掲載する。

イ 交付期間

平成 24 年 5 月 15 日 (火) から同年 6 月 5 日 (火) まで

- (3) 競争入札参加資格の確認
  - ア 入札参加希望者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別 に定める競争入札参加資格申請書に資料等を添付の上、(1)まで郵送し、 又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。期限ま でに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札 に参加することができない。

- イ 提出期限 平成24年6月5日(火)午後5時
- ウ 審査委員会における審査
  - (ア)提出された書類を審査委員会において審査の上、入札参加資格の適 否を決定する。
  - (1)競争入札参加資格の確認結果は、平成24年6月15日(金)までに通知する。
  - (ウ) 通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を 平成 24 年 6 月 22 日(金)までに(1)の担当課に書面で請求すること ができる。
- (4) 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することと なったときは、入札者の資格を失うものとする。

- ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始、 特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実 があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ 自己又は自社の役員等が、2の(1)の力のいずれかに該当する者である ことが判明したとき、又は2の(1)の力の(イ)及び(ウ)に掲げる者が、その 経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- エ その他本件業務委託契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事 由が発生したとき。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア日時

平成 24 年 6 月 25 日 (月) 午前 10 時 30 分

イ場所

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新行政棟9階 91号北会議室

ウ 入札方法

持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成24年6月22日(金) までに必着とする。

- (6) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35 号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積もる契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。

ただし、規則第103条第3項第2号に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約締結の際に、予定額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、規則第 115 条第 3 項第 1 号に該当するときは納付を免除する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該競争について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提 出した者
- オ 入札保証金が(6)のアに規定する金額に達しない者
- カ 1人で2以上の入札をした者
- キ 代理人でその資格のないもの

ク 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(8) 入札方法に関する事項

入札金額は、本業務に係る委託料の総額で行うこと。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の 105 を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者 は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか にかかわらず、見積もった契約希望額に105分の100を乗じて得た金額を 入札書に記載すること。

(9) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることは できない。

(10) 入札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができな い場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担となる。

- (11) 落札者の決定方法
  - ア本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を 提出した者であって予定価格の 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で 最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
  - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当 該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入 札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない 職員にくじを引かせるものとする。
- (12) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は3回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、 再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、 合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(13) 契約条項を示す場所

(1)に同じ

- 4 その他
  - (1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び 日本国通貨に限る。
  - (2) 契約書の作成の要否 要
  - (3)入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報 その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
  - (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを 公表することがある。
  - (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の事実の有無にかかわら ず、契約を締結しないことがある。
  - (6)本入札執行については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治 法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第 372 号)、規則及び佐賀県特定調達契約規則(平成 7年佐賀県規則第 64 号)の定めるところによる。
  - (7) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に 関する協定の適用を受ける。
- 5 Summary
  - (1) Subject Matter of the Contract:

Public network maintenance management business consignment

(2) Fulfillment Period:

From day of the contract to July 31, 2015

- (3) Bid Description Posting Date Download from the Saga Prefecture Website at http://www.pref.saga.lg.jp/ (Available from May 15, 2012 to June 5, 2012).
- (4) Date and Time for Opening Bids and Tenders:

The tenders meeting will begin promptly at 10:30 a.m. on June 25, 2012.

If sending the tenders by mail, they must be sent by registered post and received by June 22, 2012.

The meeting for the opening bids will begin promptly at 10:30 a.m. on June 25, 2012.

(5) For More Information, Contact:

Information Technology Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840-8570

Tel:0952-25-7390 Fax:0952-25-7299